日本共産党北部・八幡・町前後援会合同新年会を開催

さる1月31日、西能ケ田集会所で開かれた新年会は、参加者52人をむかえ、わきあいあいのうちに終了しました。道路にはまだ雪が残る寒い日でしたが、近所の方が続々と駆けつけ会場は満員。テーブルには、会員の作ったおいしそうな手料理や差し入れがずらり！

斉藤規夫会長の力強い挨拶に始まり、まず私（戸津川）からお話をさせていただきました。

子ども医療費助成の拡充について、今、議会がゆれうごいていること、多賀城市では産まれた赤ちゃんに絵本をプレゼントするブックスタートという事業が実施されていないこと、100円バスも乗り合いタクシーもないなど、冷たい市政を変えていく決意を語りました。

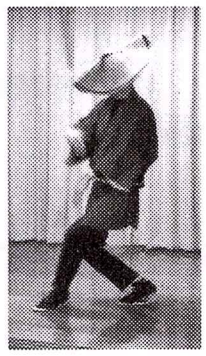

次に藤原ますえい団長はCCCの運営する図書館でどんな問題がおきているのかを語り、参議院宮城選挙区予定候補のいわぶち彩子さんから、若々しいフレッシュな挨拶をいただきました。爽やかな中にも芯のある落ち着いた話しぶりに参加者一同聞き入りました。

戦争法廃止のための、世論と運動をたかめる先頭にたつ決意がかたられました。

そして、何と言っても盛り上がったのはアトラクション。多賀城アンサンブルによるすばらしい演奏はもちろん、後援会員によるおどりと民謡に参加者の手拍子も加わりあっという間に終了の時間。

参加者からの「楽しかったよ」「またがんばろうね」の声に、おおいに励まされました。

（戸津川はるみ）

【資料】通知カードの使用について、政府からの通知

府番第286号
総行住第103号
平成27年8月28日

各都道府県社会保障・税番号制度担当部長　殿

内閣府大臣官房番号制度担当室参事官
総務省自治行政局住民制度課長（公印省略）

通知カード等の本人確認書類としての取扱いについて

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）の施行に伴い、平成27年10月5日より通知カードによる個人番号の通知が開始されます。

今般、内閣府及び総務省に対し、法第16条の規定に基づく本人確認以外の本人確認の手続（以下「一般的な本人確認の手続」という。）における通知カード等の本人確認書類としての取扱いについて、質問が寄せられているところですが、下記のとおり考え方を整理しましたので、通知いたします。

貴職におかれては、域内の市区町村に対してもこの旨を周知いただきますようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 通知カードに関する基本的考え方

通知カードは、個人番号とともに基本4情報（氏名、住所、生年月日及び性別をいう。）が記載されておりますが、本来、個人番号の本人への通知及び個人番号の確認のためのみに発行されるものであること、また、法に基づく個人番号の収集制限があることに鑑みれば、一般的な本人確認の手続において、通知カードを本人確認書類として取り扱うことは適当でないと考えられます。

なお、個人番号カードは、基本4情報が記載された顔写真付きの公的な身分証明書として、一般的な本人確認の手続においても、本人確認書類として取り扱うことが可能です。

2 表面に個人番号が記載されている書類の取扱い

表面に個人番号が記載されている住民票の写し等の書類については、法に基づく個人番号の収集制限があることに鑑み、一般的な本人確認の手続において、本人確認書類として取り扱うことは適当でないと考えられます（なお、表面に個人番号が記載されている住民票の写し等の書類の個人番号部分を復元できない程度にマスキングすれば、本人確認書類として取り扱うことは可能です。）。

3 貴都道府県に対する依頼事項

貴職におかれては、一般的な本人確認の手続において、上記1及び2の点にご配慮いただくとともに、本通知の趣旨について、当方においても、通知カードによる個人番号の通知の際に、通知カードを一般的な本人確認の手続に用いることはできない旨案内するなど、広く周知・広報に努めることとしておりますが、関係団体に対して、周知・広報、指導・助言その他の必要な措置を積極的に講じていただくようお願いします。

多賀城歴史歳時記 4

家持、万葉集最後の歌を詠む

今年もあっという間に早や立春。以前大伴家持の多賀城死亡説はもちろん赴任説さえ否定する方もいたが、今ではすっかり定着した。『多賀城と大伴家持』（1996年）を著した筆者もいくらかは貢献できたかも…。その家持の立春の歌数首▼立春を明日にひかえた天平宝字元年12月18日、三形王（みかたおう）邸での宴会で「あらたまの年行き返り春立たばまづわが屋戸に鶯は鳴け」（年が改まり春になったら、鶯よまず私の家にきて鳴いておくれ）。現在の暦で758年2月4日。12月のうちに立春をむかえるのだからこの年は「年内立春」であった▼遡ること7年。34歳の家持は越中在任中最後の正月である天平勝宝3年正月2日（現在暦751年2月6日）、自宅での宴会で「新しき年の初めはいや年に雪踏み平し常かくにもが」（新しい年の初めは、毎年毎年雪を踏みならして、いつもこうして楽しくありたいなあ）。詞書に「時に降る雪殊に多く、積みて四尺あり」とある。さすがは北陸。『日本暦日原典』で確認するとこの日は立春だった。食事を準備するので大雪であろうと中止できないのは今も昔も同じ？▼前にも書いたが、太陰太陽暦は、平均すると立春に元旦が来る。そしていつかは元旦が立春（元旦立春）になり、一旦なったら19年後にまた現れる。最も有名な歌は家持による万葉集最後の「新しき年の始めの初春の今日降る雪のいや重け吉事」（新しい年のはじめの、初春の今日降りつもる雪のように、いよいよ積もり重なれ。よい事が）であろう▼この歌は天平宝字3年正月1日（現在暦759年2月6日）因幡国庁での宴会で詠んだもの。よく新年会などでめでたい歌として紹介されるが、そう単純ではない。藤原仲麻呂（朝狩の父）によって様々な圧力を受けており、因幡守も左遷と見られていた。今年こそ良い年であって欲しいという切ない思いを感じる。家持は一見目出度いこの歌で万葉集を締めたかったのだろう▼以後四半世紀、家持が歌を詠むことはなかった。いや、あったかもしれないが記録されることはなかった。家持が多賀城に赴任したのは、早くて782年、遅くとも784年。そのまま多賀城での死没が広く受け入れられている。

（ふじわら・まさえい）

因幡国庁跡（鳥取県国府町）